

平成 30 年度 家族で住むなら埼玉県キャンペーンについて

- | | |
|--------------|--|
| 1 キャンペーン名 | 家族で住むなら埼玉県キャンペーン |
| 2 対象物件 | 公社賃貸住宅 |
| 3 実施日 | 平成 30 年 8 月 1 日
※ こちらから改めてキャンペーン終了のご連絡があるまでは受付できます。 |
| 4 内容 | フリーレント 家賃の 2 ヶ月 (先着 10 世帯)
2 年以上の入居が条件 (違約金は 1 ヶ月) |
| 5 対象者 | 次のいずれかに該当すること ※ 仲介業者経由の申込みも対象となります。
1 (子育て) 申込時点で 18 歳以下の子を扶養している世帯
2 (近居) 直線 2 km 以内の住宅に近居する 2 親等内親族がいる世帯 |
| 6 申込方法 | 申込時、キャンペーン申込書及び下記書類の提出。
(子育て) 18 歳以下の子の保険証写し
(近居) 親族の身分証明書 (住所記載) 写し |
| 7 キャンペーン告知方法 | 公社ホームページ及びチラシ配布
(住まい相談プラザ等) |

※ 他のキャンペーンとの併用はできません。

家族で住むなら埼玉県

キャンペーン



1 キャンペーン内容

先着 10 世帯

公社賃貸住宅（公社の自社物件のみ）に、下記の対象世帯が入居する際、家賃 2 ヶ月分のフリーレントをお付けします！

※対象団地はプラザ窓口又は賃貸住宅管理課までお問合せください。

2 キャンペーン対象世帯

- 1（子育て）申込時点で 18 歳以下の子を扶養している世帯
- 2（近 居）直線 2 キロメートル以内の住宅に近居する 2 親等内親族がいる世帯

3 申 込 方 法

申込時、キャンペーン申込書及び下記書類を提出。

- 1（子育て）18 歳以下の子の保険証の写し
- 2（近 居）親族の身分証明書（免許証等：住所記載）の写し

※他のキャンペーンとの併用は不可 ※2 年以上の入居が条件です。（2 年未満は違約金 1 ヶ月）

《お問合せ先》埼玉県住宅供給公社

住まい相談プラザ 電話 048-658-3017（営業時間 10：00-18：30）

賃貸住宅管理課 電話 048-829-2866（営業時間 8：30-17：15）